管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金

令和六年八月八日

委員長 保 阪 努神奈川県選挙管理委員会

## () 法第十九条第三項第一号による届出

芳賀	田上	酒井	加藤	阿 部 ゆ	をした
洋治	祥子	亮介	広人	ゆり亜	金管理団体の届出
はが洋治後援会	田上しょう子後援会	酒井亮介後援会	加藤ひろと後援会	あべゆりあと夢育ての会	資
					金
					管
					理
					团
					体
					0
					名
					称
六、	五、	珏	五、	六、	取
=;	七、三一		五、 一	三二二	消年月日